

令和7年度府中市中小企業者等省エネ設備更新事業補助金 要項

◇目的 エネルギー価格の高騰による影響を考慮し、既存設備※1を省エネ設備※2に更新する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業者等の事業活動におけるエネルギー経費の負担の軽減を図ることを目的とする。

※1 既存設備とは交付申請の日において、市内の事業所等に設置している設備または機械であって、中小企業者等がエネルギー経費を負担して自らの事業活動にのみ使用しているものをいう。

※2 省エネ設備とは既存設備と比較して、省エネルギー効果または効率効果の向上が5%以上見込まれる設備、または機械（中古のものは除く）であって、中小企業者等がエネルギー経費を負担して自らの事業活動にのみ使用するものをいう。

◇交付対象者

- ・市内で事業を行っており（市内に店舗または事務所を有すること）、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること。
- ・中小企業者、小規模事業者であること（法人・個人事業主） ※中小企業の定義（中小企業基本法より）

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当するもの

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
医療法人等（医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人等）	-	300人以下

※従業員には、個人事業主の家族従業員、臨時の使用人、法人の役員を含みません。ただし、パート・アルバイト等、名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。またNPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

※「製造業・建設業・その他」の「その他」には、例えば、不動産業、運送業、倉庫業、印刷業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）が含まれます。

※性風俗関連特殊営業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、宗教法人、非営利団体（NPOを除く）は本事業の対象外です。また事業の内容により対象外とする場合があります。

- ・同一の事業に対して、本市または他の団体から別の補助金の交付を受けていないこと
- ・市税を完納していること
- ・暴力団等反社会的勢力に属していないもの、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがないもの
- ・宗教法人や政治活動、マルチ商法等に抵触する事業でないこと
- ・むさし府中商工会議所の経営相談を1年以上継続して受ける意思があること（むさ

し府中商工会議所が実施するセミナー等への参加、経営に関する個別相談など)

- ◇補助対象事業 ・補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、交付対象者が既存設備を省エネ設備に更新する事業とする。
- ◇補助対象経費 ・補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、省エネ設備に係る、店舗や事務所等に設置する設備費（既存設備を下取り（省エネ設備と引換えに、対価の一部として既存設備を譲渡することをいう）する場合は、当該対価の一部の額を控除した額をいう）及び工事費（既存設備の撤去に要する経費を含む）とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。
- ◇補助金の額等 ・補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。
 - ・前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が10万円に満たない場合は、補助金を交付しない。
 - ・この要項による補助金の交付は、一事業者等につき1回限りとする
- ◇申請期間 令和7年5月7日(水)～令和7年12月25日(木)
 - ※予算が無くなり次第終了 ※窓口提出のみで先着順とする（平日9時～16時）
- ◇交付決定 申請受付から2～3週間程度
 - ※内容に不備が無い場合、採択通知書を発送する。
- ◇補助事業実施期間 交付決定後から、令和8年1月30日（金）までとする。
- ◇その他
 - ・事前に商工会議所にて、本補助金申請に際して相談を受けていること。事前に相談していない場合は申請不可とする。
 - ・原則として府中市内の事業者へ発注とすること。（できない場合は、所定の業者選定理由書を添付すること）
 - ・提出された証拠書類等について不審な点が見られる場合、調査を行うことがある。調査の結果によって不正申請と判断された場合、補助金の取り消し、返還請求等を行う。また行政等への調査協力の為、補助対象事業の内容を提供する場合がある。
 - ・証拠書類はこれを整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- ◇申請書類 下記必要書類を提出しなければならない。
 - 【共通書類】
 - ① 補助事業交付申請書
 - ② 補助対象事業に要する経費の見積書及び見積内訳書（2社以上の業者から提出されたもの（原則府中市内）、または所定の業者選定理由書が添付されたものに限る）
 - ③ 所定の設備比較証明書（省エネ設備の製造業者または納入業者が証明したものに限る）
 - ④ カタログ、仕様書等の省エネ設備の仕様が確認できる資料
 - 【個人の場合】
 - ⑤ 直近の市・都民税納税証明書又は源泉徴収票（直近が会社員の方）等

- ⑥ 本人の住民票(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑦ 開業届の写し、または確定申告書の写し(※電子申告者はメール詳細添付必須)

【法人の場合】

- ⑤ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 直近の市・都民税納税証明書等の納税状況が分かるもの(法人及び代表者の両方)
補助対象事業が完了したときはその日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに下記書類を提出しなければならない。

◇実績報告

- ・実績報告書
- ・既存設備の省エネ設備への更新が確認できる写真
- ・領収書その他の補助対象経費の支払い及び内訳を証する書類の写し
- ・その他事務局が必要と認める書類

◇申請書類
入手方法

- ① 会議所ホームページ ② 会議所窓口 ③ 市役所おもや3階 産業振興課窓口

◇申請の流れ

上記申請書類を、むさし府中商工会議所に提出すること

◇問合せ先

むさし府中商工会議所 中小企業相談所 〒183-0006 府中市緑町3-5-2
TEL 042-362-6421 FAX 042-369-9889 Mail <info@tama5cci.or.jp>